

臨床実務教育の現状と課題

神奈川大学法科大学院における 臨床法学教育の概要

森 田 明
(本法律研究科教授)

1 臨床法学教育の位置づけ

神奈川大学法科大学院では、実務基礎科目として、法曹倫理（1年次）、民事実務（2年次）、刑事実務（2年次）、裁判外紛争処理（ADR）特講（3年次）、リーガルクリニック（2、3年次）、登記実習（3年次）、エクスターンシップ（3年次、ただし2年次終了後の春休みに実施）がおかれている。

実務基礎科目の中でもいわゆる臨床科目にあたるのが、リーガルクリニック、登記実習、エクスターンシップである。またこれら以外の科目でも、法律実務にかかわる機会を設けるよう努めている。たとえば法曹倫理では、毎年裁判傍聴、裁判官との懇談、弁護士会長の講演を実施しているし、民事実務、刑事実務ではそれぞれ模擬裁判を実施している。

2 本学の臨床教育の特徴

臨床科目については以下の各稿により、その実情と問題点、さらに将来への展望が語られるが、ここでは本学の臨床科目の特徴を何点か指摘しておきたい。

(1) 常設・多彩・生きた事件によるクリニック

本学のリーガルクリニックは、特定の期間、特定の弁護士に付いて行うのではなく、学内での相談も横浜弁護士会みなとみらい法律相談所における相談も、原則として常時受け付け、実施している。学生は特定の弁護士だけでなく、さまざまな弁護士の相談に立ち会うことができる。

そして、そこで扱う事件は現実の紛争であり、学生は大きな緊張感を持って臨んでいる。

(2) 研究者教員の関与

学内で行う相談では、研究者教員も参加し実務と研究の架橋を実践している。実務家、研究者双方に大きな刺激となっている。

(3) 地域への貢献

学内での相談は、無料法律相談であり、かつ、外国人の人権相談や自治体行政相談というほかにはあまり相談窓口がない問題を取り扱っており、ささやかながら地域における法的サービス提供の役割を果たしている。今後、大学と包括協定を締結している銀行の協力を得て、外部での相談実施を検討中である。

(4) 職能団体等との協力関係

登記実習は神奈川県司法書士会の、エクスターンシップは横浜弁護士会の全面的な協力を得て行っている。エクスターンシップについては、弁護士会の協力により、人数制限なしに希望する学生全ての履修が可能となっている。リーガルクリニックについては、横浜弁護士会との協定に基づき、横浜弁護士会みなとみらい法律相談所における弁護士会の法律相談への立会いを行っている。

(5) 学内法律事務所へ

臨床教育をより充実させるために、学内法律事務所を設置する必要がある。本学では、既存の法科大学院内法律事務所の実地調査を踏まえて、設置のための具体的な検討に入っている。